

# 知財ランドスケープ強化を図る GCC 加盟国における法令改正情報

筆者：ナジーマ・ジェムシア (Najeema Jamsheer)

最近、湾岸地域のいくつかの国にわたり、知的財産法の領域において、特許、工業意匠及び商標に焦点を当てた重要な変更がありました。これらの改正は、それぞれの国における手続の整備と知財権保護の強化のために導入されました。本記事は、サウジアラビア、アラブ首長国連邦 (UAE) 及びカタールにわたる知的財産 (IP) 制度の最近の発展について簡潔にご紹介します。

## サウジアラビア：意匠権存続期間の延長&拒絶後の商標出願手続の改定

サウジアラビア王国 (KSA) は、2023 年 9 月 25 日付の王令 (Royal Decree) No. (M/45) により、特許・工業意匠法に対する重要な改正を実施することを公告しました。当該改正は 2023 年 10 月 3 日より発効しました。

今回の改正において、重大な変更としては、10 年から 15 年となる意匠権の存続期間の延長です。この延長は、特に 2013 年に意匠登録された出願人にとっては有益です。これらの登録意匠は現在、必要な庁費用を納めれば、その意匠権の存続期間が更に 5 年延長されます。

加えて、サウジアラビア知的財産総局 (SAIP) は、拒絶された出願に対する施策を改定しました。以前、出願人は、10 日の猶予期間内に、拒絶された商標を補正するか、或いは拒絶査定に対し不服審判を請求することが可能でした。しかしながら、今回の新しい施策により、出願人には拒絶査定に対し不服審判を請求するというオプションしかなくなりました。

## アラブ首長国連邦 (UAE) : 新規則と特許プラットフォームの導入

UAE 閣僚は、2023 年 11 月に、2023 年の大臣決定 (Ministerial Decision) No. 112 を発行することを以て、UAE 特許出願、実用新案出願及び工業意匠出願の庁費用改定を導入しました。これらの変更は、2021 年の連邦法 No. 11 に関連した庁費用を補正したものです。今回の新しい規制の施行及び新しい特許プラットフォームの構築は、UAE の特許登録制度における注目に値する発展を齎しました。

年金に関し、国内出願、部分出願及び (PCT 出願に基づく) 移行出願の出願人は今、出願日からではなく、法的審査完了から 90 日以内に未払いの年金を納付する必要があります。

重要なことに、出願人はまず、年金納付期限を迎える前に、全ての方式書類が自身の出願に一致していることを確認するべきです。今回の変更の目的は、出願人が (企業形態 (entity type) に基づく) 特定の利益に基づく正しい金額を支払うことを確保することです。

## カタール : GCC 商標法の採択

カタールの商工省 (Minister of Commerce and Industry) は、2023 年 6 月 18 日付での 2023 年政令 No. 56 を以て、GCC (湾岸協力会議) 商標法を正式に採択したことを布告しました。この政令により、商標出願に係る庁費用の値上げ等が 2023 年 8 月 10 日より発効しました。今回の調整は、アラブ湾岸地域基準の協調及び商標関連サービスの強化を目的としています。

## まとめ

これらの法改正は、湾岸諸国が、知的財産の枠組みを強固にし、事業と技術革新に対しより高まる保護と効率性を提供するために一致団結して努力しているこ

とを表しています。利害関係者にとって、IP ランドスケープを効果的に把握するためにもこれらの進展し続ける規制の最新情報を常に入手するようにすることが肝要です。